

青森県における感染防止対策等の概要

【まん延防止等重点措置区域】弘前市

区 分	重点措置区域以外	重点措置区域 【令和4年1月27日(木)～同年2月20日(日)】
<p>基本的な感染防止対策等</p>	<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な感染防止対策の徹底、新しい生活様式の実践・定着を要請 <p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 伝播力の強いオミクロン株の特性を踏まえ、屋外も含め「密」自体を避けることをお願い 	
<p>外出・移動等</p>	<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 感染防止対策が徹底されていない施設など、感染リスクの高い場所への外出を避けるよう要請 ■ まん延防止等重点措置を実施すべき区域との不要不急の往来は控えるよう要請 ■ 感染症患者が多発している地域との往来については、感染状況を踏まえ慎重に判断するとともに、自治体を実施する措置に従って慎重な行動を要請 ■ 普段の生活においても、人々との接触機会を低減することを心掛けて行動するよう要請 <p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特措法に基づく要請に加えて、不要不急の都道府県間の往来はできるだけ控えるようお願い 	<p>【特措法第31条の6第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 営業時間の変更を要請した時間（20時）以降、飲食店等にみだりに出入りしないよう要請 <p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請 ■ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛するよう要請 ■ 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるよう要請 <p>※ 対象者全員検査を活用し、検査結果が陰性であった場合を除く</p>
<p>事業活動</p>	<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者においては、在宅勤務、時差出勤等、人々の接触を低減する取組、職場における感染防止のための取組を推進するよう要請 ■ 職場や店舗等に関して、業種別ガイドラインを遵守すること等を要請 <p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 職場においては、感染防止のための取組や、「三つの密」等を避ける行動を徹底すること ■ 職場での「居場所の切り替り」に注意すること ■ 重症化リスクのある労働者等については、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと 	<p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進 ■ 接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤等を強力に推進 ■ 「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底 ■ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ、事業の特性を踏まえ、必要な業務を継続

区 分		重点措置区域以外	重点措置区域 【令和4年1月27日(木)～同年2月20日(日)】
学 校	県立学校	<p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）」に基づく感染防止対策を徹底 ■ 青森県教育長通知により以下の感染防止対策を強化 <ul style="list-style-type: none"> □ 部活動等の制限の強化 □ 学校行事等は慎重に検討 □ 各教科等は、「感染対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」を控える □ 進路に係る県外移動は感染対策に万全を期して実施 	
	市町村立 ・ 私立学校	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県立学校の対応について情報提供の上、県立学校に準じた対応について協力依頼 	
	大学等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 感染事例を踏まえた注意喚起と職員・学生等に対する感染防止対策徹底等の協力をお願い 	
飲食店等		<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 店舗に関して、業種別ガイドラインを遵守すること等を要請 <p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第三者認証制度の普及促進 ■ 感染防止対策が徹底している店舗の利用を推奨 ■ 「普段一緒にいる人と、できるだけ少人数で、大声・長時間を避ける」 ■ 飲食時以外のマスク着用を徹底 	<p>【特措法第31条の6第1項等】</p> <p>宅配・テイクアウトを除く飲食店への営業短縮を要請 (結婚式場、カラオケボックス等を含む)</p> <p>① 認証店</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 営業時間の短縮（20時まで）の要請 ■ 酒類の提供の有無について、選択可能 ※ 協力金の単価に差あり <p>② 認証店以外の飲食店</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 営業時間の短縮（20時まで）の要請 ■ 酒類の提供を行わないよう要請 <p>(要請に応じない場合の命令・罰則等あり (認証店・認証店以外共通))</p> <p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とするよう要請 <p>※ 対象者全員検査による人数制限の緩和は実施しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行う

区 分		重点措置区域以外	重点措置区域 【令和4年1月27日(木)～同年2月20日(日)】
大規模 集客施設等		<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 店舗に関して、業種別ガイドラインを遵守すること等を要請 <p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特措法に基づく要請に加えて、下記の事項について協力をお願い <ul style="list-style-type: none"> □ 入場者の整理・誘導等 □ 入場者の人数管理・人数制限等 	<p>【特措法第31条の6第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特措法施行令第5条の5に規定される各措置について要請 「従業員に対する検査の推奨」 「入場をする者の整理等」 「入場をする者に対するマスクの着用の周知」 「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」 「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」 (要請に応じない場合の命令・罰則等あり)
公的施設	県有施設	<p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不特定あるいは多数の県民等が利用する施設の原則休館・使用中止、新たな予約の受付停止など 	
	市町村等有施設	<p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 県有施設に準じた対応等の協力依頼 	
イベント等	県主催イベント	<p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 不特定あるいは多数の県民が集まるイベント等及び県外でのイベント等はオンラインによる開催を除き原則中止・延期 	
	民間等主催イベント	<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業種別ガイドライン遵守の要請 ■ 県が定める人数上限や収容率に沿った開催の要請 ⇒ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限20,000人かつ収容率の上限を100%とする。 ※ 対象者全員検査による人数上限等の緩和は適用しない 	
各種 キャンペーン等		<p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 業種別ガイドラインを遵守すること等の要請 <p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各種キャンペーン・観光等については「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン（観光庁）」に準拠 ■ 「青森県おでかけキャンペーン」の新規予約受付停止（1/15～）、既存予約分一次停止（2/1～2/28） ■ 「農林漁業体験民宿に泊まって青森再発見！2021」キャンペーンの新規予約受付停止（1/15～）、既存予約分一時停止（2/1～2/28） 	

区 分	重点措置区域以外	重点措置区域 【令和4年1月27日(木)～同年2月20日(日)】
医療提供体制等	<p>【特措法に基づかない取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村と連携したワクチン接種の推進 ■ 保健・医療提供体制の強化（宿泊療養者及び自宅療養者の健康観察体制の強化、保健所の体制強化等） ■ オミクロン株療養対応方針の変更 ■ P C R 等無料検査体制の構築 ■ 受験生用無料検査キットの配布 <p>【特措法第24条第9項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 感染不安を感じる無症状の住民の方はP C R 等検査（感染拡大傾向時の一般検査）を受けるよう要請 	